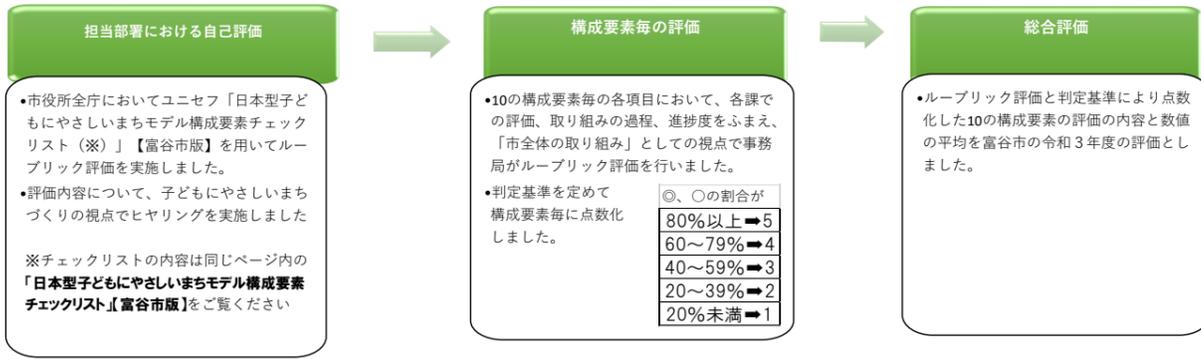


ユニセフ日本型子どもにやさしいまち構成要素による評価【富谷市】(令和3年度)

【評価の流れ】



構成要素	評価	前年度評価	評価理由及び根拠	評価を踏まえた今後の取り組み
1 子どもの参画	3	3	子どもの権利条約12条の原則を反映し、子どもの意見を尊重する啓発活動の推進、子どもに影響を与える事柄についての相談、赤ちゃんや幼い子どもの視点が考慮される体制及び地域・学校・家庭をつなぐ取組等、各課での取組も増え、概ね行われている。しかし、子どもに関わる分野における職員研修や、特定の属性がある子どもたちを対象とする議論への参画の機会、子どもたちに影響を与える行政上の手続きにおいての意見を聴かれる権利など検討段階のものも多い。	市職員向けに「子どもにやさしいまちづくり」の視点を取入れた概要説明等の実施、市民に対しては子どもの意見を尊重することの大切さ等を継続して啓発していく。また特定の属性がある子どもたちの意見を反映する仕組みについて検討、今後策定する計画立案時にパブリックコメントを行う際には、子どもにもわかりやすい表現、子どもの目に触れる工夫等を検討していく。
2 子どもにやさしい法的枠組み	3	3	法律が地方自治レベルでどのように子どもに影響を与えているかの検討や、条例の見直しの際に市民など第三者の参加が行われている。しかし、子どもに影響を及ぼす「子どもの権利条約」の4つの一般原則の反映、子どもたちの権利が侵害されていると思われるときに救済を申し立てるための仕組みづくりについての見直しは行われていない。	子どもに影響を及ぼす「子どもの権利条約」の4つの一般原則の反映、権利侵害に対する救済の確保、権利擁護や苦情申し立ての手続き等については他自治体等を参考にしながら検討していく。令和4年度に子ども家庭総合支援拠点を設置し、困難な状況に置かれた子どもたちの支援について検討していくとともに、各計画策定時や見直し時には子どもの権利条約の反映を促していく。
3 子どもの人権を保障する施策	4	4	市総合計画に「子どもにやさしいまちづくり」の視点を組み込み、幅広い協議がなされている。総合計画基本構想・後期基本計画をホームページに掲載したり、ダイジェスト版の全戸配布を行ったりして、市全体として推進していく基盤は整っている。また、社会的サービスにアクセスが困難な子どもたちについては、よりいっそうの意識を払うことが求められる。	各計画策定時において、子ども向けのパブリックコメントを実施するなど、子どもの意見を十分に取り入れる機会を設けていく。今後、子どもに関わる戦略・計画策定時には、社会的サービスにアクセスが困難な子どもも含め、すべての子どもの人権が保障されるよう検討していく。
4 子どもの人権部門または調整機構	5	4	推進庁内連携会議設置要綱に基づき、3つの会議を設置している。市長部局である子育て支援課、子育て支援センターが事務局として位置づけられ、全庁的に子どもにやさしいまちづくり事業を推進している。また、令和3年度より富谷市総合計画、後期基本計画に子どもにやさしいまちづくり事業の視点が追加され、全庁的にも子どもの意見を聴き、子どもの意見を行政に反映しようとする意識が高まっている。	推進庁内連携会議を開催し、全庁的に子どもにやさしいまちづくり事業を推進していく。また、今後は子どもにやさしいまちづくり事業を実践するための行動計画を策定していく。
5 子どもへの影響評価	4	4	子ども自身が評価に参加することについては、昨年度から検討されていた総合計画審議会への中学生のオブザーバー参加が実施されたが、それ以外については子どもの参加は行われておらず検討段階であった。また、実施には至っていないが外部評価について今後検討したいとしている課が増えており、子どもへの影響評価について庁内の意識啓発が少しずつではあるが醸成されてきていると考える。更に取り組みを広げていく方法等の検討については今後の課題である。	実施に至っていない取組や検討事項(計画、子どもにやさしいまちづくりチェックリスト、教育に関する事務管理及び執行点検・評価など)については、定期的な評価などを今後も継続していく。加えて、子ども達が評価とそのプロセスに参加する仕組みについて検討する。また今後策定予定となっている計画については、子どもへの影響評価の視点も考慮しつつ策定を進めていく。
6 子どもに関する予算	4	2	子ども関連施策の予算配分については重点的に行われ、子どもに関する予算は確保されている。また、行政実績報告書や決算書により予算配分の公正性について議会で承認を得ている。今後子どもたちに使われている予算をよりわかりやすく集約する仕組みについては、検討段階に入った。また、予算について子どもたちへ説明する方法は検討しようとしている段階である。	子どもに関する事業について、「子ども向けの予算」の作成について、積極的に検討するとともに予算を明確にする仕組みについての検討を、令和6年度予算編成に向けて市の予算配分等において進めていく。予算の使途について子どもたちへ説明を行うことに関しては、広聴みや、ホームページ等により子どもたちへ情報発信ができるよう検討していく。
7 子ども報告書の定期的発行	2	2	子ども報告書は定期発行されていないものの、行政実績報告書や福祉・教育部署の子どもに関わる計画等でデータの収集や公表が行われている。それらデータの政策立案への活用については、すべての事業・機会ではないものの必要に応じて行われている。	子どもに関するデータが政策立案に活用されやすいような仕組みについて検討する。各計画や事業では、子どもの満足度を測る機会や方法を検討していく。
8 子どもの人権の広報	4	3	子どもの人権に関して、既存の計画に盛り込む検討はされており、人権擁護委員と連携したり、教育カリキュラムに組み込んで学校教育全体を通して指導を行っている。一方で、子どもの人権に関する研修は、公立保育所や小中学校の教職員対象には実施されているが、それ以外の職員は研修受講の機会が少なく、子どもの権利認知度の定期的評価も行われていない。市役所職員対象に子どもにやさしいまちづくりについての研修を実施する際には受講したいという意思が全庁的に示されている。	市職員向けに「子どもにやさしいまちづくり」についての概要説明等を実施し、受講機会の確保と実施時のアンケートにより「子ども主体自認」の理解度を図っていく。また、市の子どもに関する事業の受託業者にも子どもの人権の理解促進につながるよう働きかけていく。子どもの権利認知度の定期的評価については、評価の指標も含めて実施に向けて検討していく。
9 子どものための独立したアドボカシー	4	4	多方面にわたり、NPO、企業等とのパートナーシップを発展、連携をとっている。子ども若者主導のNPO等に対する奨励支援については、子ども若者を含む取組が行われている。子どものための人権機関については子どもに関する課での取組にとどまっている。	今後も全庁的に企業やNPO等とのパートナーシップを発展させていく。また、すでに行われている取組の中で子ども若者主導の団体活動が行われている場合には、それらに対する奨励支援方法を検討していく。
10 子どもにやさしいまちづくり宣言を基本とする取組み(富谷市オリジナル要素)	5	5	富谷市子どもにやさしいまちづくり宣言を實踐する事業として、いずれの項目も積極的に実施されている。特に「子どもが安心して暮らすための取組」については、子どもへの直接的な関わりだけでなく、子どもたちが生活する環境の整備を含め全庁的に取り組んでいる。これまで大人の視点で行われていたことが子どもの意見や視点を取り入れて行われることから、子どもにやさしいまちづくりの取組は市民の誰にでもやさしい取組に繋がってきている。	富谷市子どもにやさしいまちづくり宣言の5本の柱を念頭に置き、全庁的に継続実施が可能な取組については継続し、開催・実施のタイミングを計る必要がある事業については適切なタイミングで実施していく。これらの取組を地域へ広げていくことについては、次年度以降もさらに検討を続けていく。また「富谷市子どもにやさしいまちづくり宣言」の5つの柱に関する事業の実施のなかで「子どもが友達と交流し、楽しく遊ぶための取組」については、子どもの主体性を含めさらに活発に行われるよう検討していく。
総合評価	3.8	3.4	※赤字は、昨年度より評価が向上した項目	